

平成29年度 第2回 目黒区障害者差別解消支援地域協議会 事例検討の概要

事例1 アルバイトに応募したが、希望する職種に採用されなかった

<障害種別> 聴覚障害

<相談内容> 聴覚に障害があり、アルバイトに応募したところ、耳が聞こえないと仕事は清掃しかないという回答だった。当事者の話を丁寧に聞こうとせず、考慮しようという姿勢が全くなかった。友人で聴覚障害のある者が同じ企業の他の店舗で働いていることを話しても「その店の判断による」として合理的配慮を考える様子もなく、一方的に断られた。

<相手方> 民間企業

<解決状況> アルバイト不採用の後に別のアルバイトが決まったため、本件について本人は訴える等はしなかった。

<意見交換>

○委員発言要旨

- 企業の障害に対する理解が浸透していないと感じる。担当者は「なぜ希望の職種の採用が難しいか」という正当な理由を述べていたのか。説明責任が抜けていたのではないか。
- 丁寧に説明し直したらそれで差別解消ということになるのか。あるいは、今回は無理だとしても聴覚に障害をもっている人も採用できるよう企業内で努力するよう求めていくのか。どこまでが地域協議会の最終目標なのか。
- この事案は、合理的配慮の不提供ではなく、聴覚に障害のある方とない方を区別して取り扱われたという差別的取り扱いの事案だと思う。差別的な取り扱いは、事業者であっても原則禁止である。ただ、その職種がどうしても聴覚に障害のある方には危険だとか、サービスがなせない等の正当な理由があれば、合理的な区別と言うことができるだろう。
- 法が求めているのは、説明義務より不当な差別をしないということだ。きちんと説明をしないと紛争が解決しない。
- 本社や事務の部署であれば障害者を採用しやすいが、一般の店舗に障害のある人からの応募があったときは、ひとまず保留にして本社に相談するということを徹底してはどうか。相談先が分かっていたら門前払いすることはなくなるのではないか。
- フランチャイズ等、店舗が完全に自由な採用をしているケースもあり、その場合は本部の指導が期待出来ない。その場合には対話呼びかける必要がある。
- 最初の面接は人事や店長が行い、障害をよく理解しているが、実際に現場で一緒に働く方たちが全て障害を理解しているとはいえないのが現状。現場のコミュニケーションエラーが発生してしまう事例が多くある。その際には、就労支援センターが間に入り、現場の店長と連携をとり、安定した関係を構築する取り組みを行っている。
- 障害者差別解消に関しする啓発を進めることが大切だ。そうしないと、いつまでたっても合理的配慮が進まない。

事例2 地域団体主催のキャンプに応募したが、参加を断られた。

<障害種別> 不明

<相談内容> 通常の子どもと変わりなく学校生活を送ることができるが持病＝障害を抱えている子について、住区住民会議主催のキャンプに応募した。その際に持病について起こりうることを母親が詳細に連絡したところ、話し合いの場に来るように言われた。話し合いの中で、母の同行を含めて解決案を提案したが、検討の余地なく断られた。

<相手方> 住区住民会議

<解決状況> 主催者は、キャンプの場所が山の中であるため救急車が来るまでに時間がかかる等、万が一の事態を考慮し、総合的に判断して今回は辞退をお願いした。キャンプの参加に関して主治医の診断書等があれば主催者の判断の一助になったのではないかと考えられる。約2時間かけて説明したと聞いているが、結果的に納得が得られず、今回の苦情となった。今後同様のケースがあった場合は、医師や教師の客観的な意見も取り入れ、参加の可能性について十分に検討を行い、きめ細やかな配慮をしていくよう、担当課から要請した。

<意見交換>

- 申出者は、母が同行という条件を提示しても、検討の余地なく断られたと感じている。客観的に見て本当に参加が難しいものだったのか。
- 元気な人でも山登りで死亡したという事例がある。2時間の話し合いということでもかなり話し合ったのだと思う。自分が住区の立場であったらやむを得ないと思う。
- 事例の解決状況として、「医師や教師の客観的な意見を取り入れ」とあるが、第三者の客観的な意見や情報を取り入れて、合理的な理由を説明をしたのか。ただ「無理です」では十分な納得が得られなかった可能性がある。距離や医療体制の説明もできていれば、不当な差別と受け取られることはなかったのではないか。
- 住区にはもともと健常者も障害者も高齢者も児童も住んでいる。今回はキャンプということで過剰に心配した点があると思うが、住区が昨年以前に障害者も参加できるような企画をしていたのか。そういうものがある上で今回の話があるのであれば、差別ではないと思う。ただ単に障害者のことを配慮せず企画し、今回のような事例になったのであれば、差別の一端もあるのではないか。
- 主催者は、キャンプという大きい行事をやるが、リスクを賭けることまでは勇気が出なかったのかと思う。どこまで配慮したらいいのかと子どもの危険性を考えると、一概に住区を悪者にはできない。
- 障害のある人に対して、全て受け入れなければいけないことはないということも分かるが、最初に断ることありきだった気がする。現状のままだと無理だが、どうすれば行けるようになるかをまず考えてほしい。そのためには、障害や病気をもつ子どもをサポートしてキャンプに連れて行く団体が中目黒にもあるが、そのような団体につなげるなどの方策をまず考えてくれればと思う。始めに否定ではなく、その子どもにとってどうなのかを考える方法から検討したり、サポートを受けられるところがあればそこにつなげたりするなど。いろいろな団体につながれば良いと思う。

事例3 中学校の宿泊防災教室に参加を希望したが、受け入れられなかった。

<障害種別> 知的障害

<相談内容> 宿泊を伴う防災教室に参加を希望したが、災害時に活動できるリーダー育成を目的としていること及び教育課程外の教育活動であること、また、安全管理に伴う十分な支援体制を整えることが困難なことを理由に受け入れてもらえなかった。

<相手方> 目黒区立中学校

<解決状況> 保護者からの再度の相談を受け、最終的に防災教室の実施内容を精査し、当該生徒を中心に支援・指導を行う担当教員を割り当てることで、参加に対応できる体制を整えた。

後日改めて生徒の保護者に参加可能である旨を伝えたが、時間の経過により生徒の参加意欲が低下してしまったことから、防災教室への参加は見送りとなった。

<意見交換>

■ 幹事（教育委員会事務局）発言要旨

- 相談内容に「教育課程外だから」とあるが、教育課程内なら良いのか。教育課程外であり、職員の数が割り当てられなかったからと読み取れるが、正規の教育の中の防災教室だったら何も問題なかったのか。
- 時間外の行事に関しては、校長を含めた教員の奉仕的な意思に沿って行っている。当該校の場合は2年生対象に防災教室を行うということで、当初は2年生の担任の有志で行う予定であった。おそらく課題は、障害のある生徒の参加を想定していなかったことにあるのではないか。改めて支援体制を整えたことで可能になったという状況であるため、当初予定していた人員では十分な体制が整えられないと判断した上での、お断りであったと考えている。
- 今回は自発的に参加する教員を募り人員が確保できたが、人員が確保できなければ出来なかったということか。
- 指導者が少ない場合は、活動を縮減する工夫も考えられる。
- 相談内容にある「安全管理」という理由はある程度正当性があるが、「災害時に活動できるリーダー育成を目的としていること」という理由は望ましくない。障害のある方はリーダー育成の対象にはならないという理由付けは正当ではない。
- たとえば定員が決まっていて、選考基準があり、それを予告していれば、それにのっとった選考をすることもありえるだろう。そのような様々なことを学校側と保護者が、企画段階で話し合いをすることが必要だ。

事例4 区立施設の誘導チャイムや点字ブロックが分かりにくい

<障害種別> 視覚障害

<相談内容> 図書館のある敷地内には複数の施設が建っている。敷地入口近くには誘導チャイムがあり「ピンポーン」と鳴るが、その場所は点字ブロックの配置が二手に分かれており、どちらに進めば図書館に入れるのか判断できず、たどり着けない。

<相手方> 八雲中央図書館

<解決状況> 利用者が最寄りのバス停まで歩いて来られた時点で図書館に電話をいただき、職員がバス停まで迎えに行った。

誘導チャイムの音声ガイド及び、点字ブロックの改修について今後検討していく。

<意見交換>

- 事例にあるようにチャイムが鳴るだけでアナウンスがないとか、点字ブロックの配置に問題があるということだと、設計の段階で配慮が欠けていたということか。
- 視覚障害者は小さい発信機を持っていて、そこから電波が飛ぶと「ここは〇〇です」とアナウンスが流れる。しかし、チャイムの音が近隣の方の迷惑になるということで、チャイムを止めていると言われたことがあり、設備があるのにその対応はおかしいと言ったら、鳴るようになった経緯がある。

点字ブロックについては、実際、点字ブロックだけを頼りに目的地に行くことは難しい。音声と白杖を頼りに点字ブロックをたどって行く。電話をすれば迎えに来てくれる対応はありがたい。

横断歩道の信号機の音声を止められたこともあり、その時は目黒通りを横断できなくなってしまった。警察に問い合わせたら近隣の方から苦情があったという。

音声信号は、ボタンを押すと信号が変わるタイミングがゆっくりになるので、高齢者や小さいお子さんを連れた方にも便利なものだ。これらを必要としている方がいることを知らない人が多い。このことから、障害者差別解消法は必要だ。

- 以前、都市整備部の事業の一環で主要な駅の周辺を歩く企画を行った。放置自転車やお店の看板などで、車いす利用の方や視覚障害の方等が歩くことはとてもできない状況であることがわかった。障害当事者たちが区に訴えていくことが大切だ。
- 平成30年度には中央体育館で大規模改修が行われる予定だが、事前に障害者団体等から意見を聞くことになっている。これが大事だ。